

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもたちの保育料が無償化されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

- ① 保育所、地域型保育所(小規模保育事業所)、認定こども園(保育利用)に通っている方は、手続きは不要です。
- ② 認定こども園(幼稚園利用)、新制度の私立幼稚園、公立幼稚園に通っている方で、「保育の必要性」があって、預かり保育料などが無償化になる方は、手続きが必要です。
- ③ 新制度に移行していない私立幼稚園や認可外保育施設などに通っている方は、手続きが必要です。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの 子どもたちの保育料が無償化されます。

- ・ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- ・ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
(注) 第3子以降の子どもたちについて
幼稚園利用 … 小学校3年以下の範囲において、3人目を第3子とカウントする。
保育園利用 … 小学校就学前の範囲において、3人目を第3子とカウントする。
- ・ 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園(新制度未移行幼稚園)については無償化となるための認定や、手続きが必要です。
(注1) 月額2.57万円までが無償化の対象となります。
(注2) 御前崎市内には、対象施設はありません。近隣市町の対象施設を利用している場合は、御前崎市こども未来課へご連絡ください。

0歳から2歳までの子どもたちについては、 住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。

- ・ さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育事業所等)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に 無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。まず、通われている幼稚園・こども園にご相談ください。

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

(注) 利用日数に応じて月額の上限額は変動(450 円 x 利用日数=上限額)

無償化に合わせて利用日数が拡大されます。

詳しくは通われている幼稚園・こども園へお問い合わせください。



認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。御前崎市こども未来課までご相談ください。

(注 1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注 2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

**3 歳から 5 歳までの子どもたちは月額 3.7 万円まで、
0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは
月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

**認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、
ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

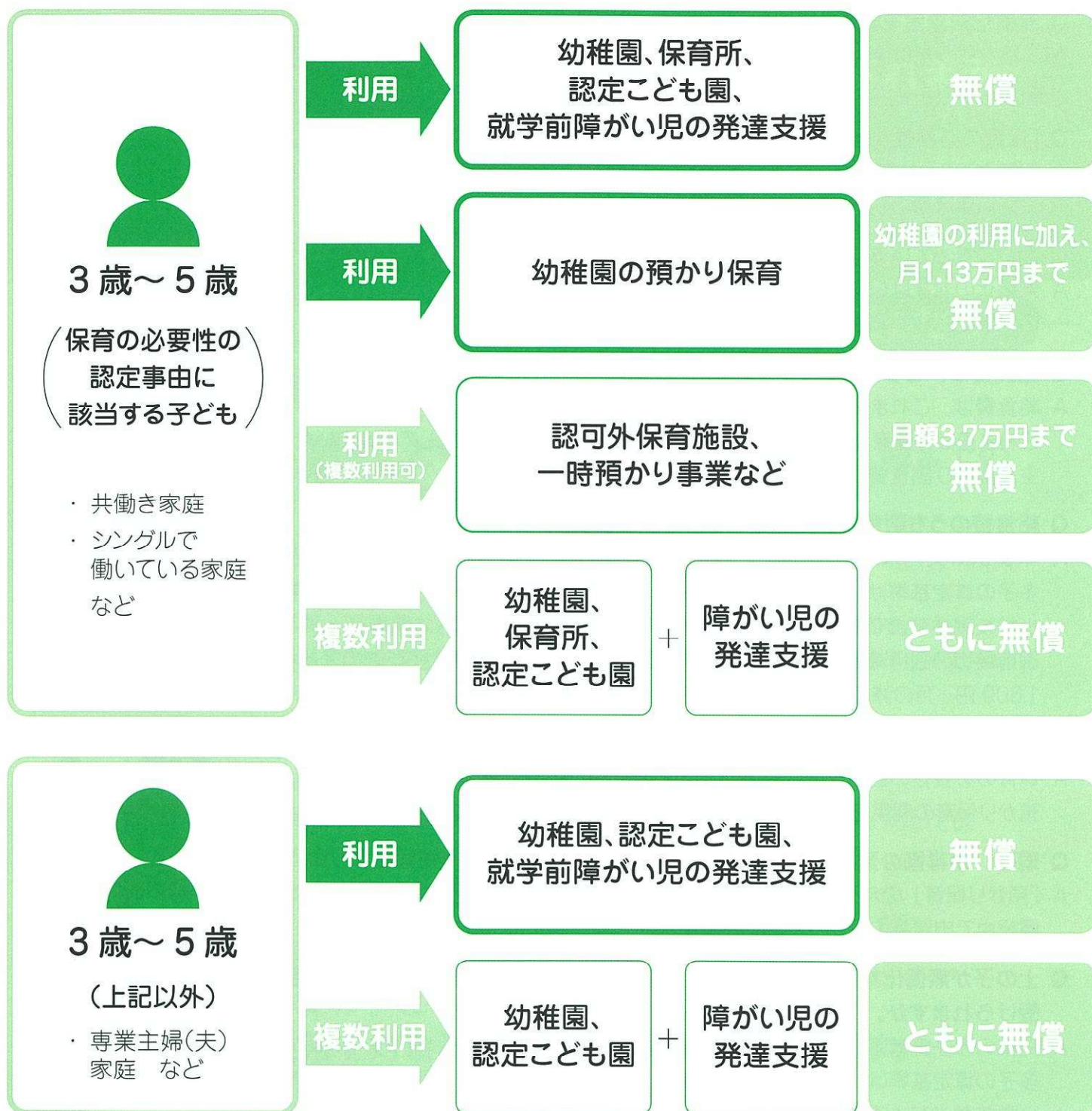
(注 1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注 2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする 5 年間の猶予期間が設けられます。

**就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、
3 歳から 5 歳までの利用者負担が無償化されます。**

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めることとなっております。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0 歳から 2 歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設等の場合、月額 4.2 万円まで無償)。

(注 1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用している場合、無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注 2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする 5 年間の猶予期間が設けられる。

(注 3) 例に記載はないが、地域型保育(小規模保育事業所等)も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

(注 4) 新制度未移行の幼稚園の上限は、月額 2.57 万円。



よくあるお問い合わせ

Q 無償化対象者を教えてください。

A 3歳から5歳は全世帯、0歳から2歳は住民税非課税世帯を対象に認可保育所などの利用料が無償化されます。

Q 「保育の必要性」ってどんな要件ですか。

A 保護者が就労等の要件により、家庭で保育できない状況をいいます。

※認可保育所の利用と同等の要件です。

Q 園に支払っている全部が無償になりますか。対象外のものはありますか。

A 無償化の対象は保育料です。通園送迎費、主食費、副食費（おかず・おやつ等）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

Q 給食費は、どうなるのですか。

※副食費：おかず、おやつ代

A 給食費は、これまでどおり保護者の負担になります。

これまでは、保育利用（2号）の方は副食費※を保育料の一部として納めていただきましたが、主食費及び副食費は無償化対象外です。なお、0歳から2歳は、これまで通り保育料に含まれます。

Q 給食費のうち副食費が免除される世帯はどうなりますか。

A 年収360万円未満相当世帯と、世帯所得にかかわらず第3子以降が対象となります。

多子の算定基準は、幼稚園等利用であれば、小学校第3学年修了前、保育園等利用であれば小学校就学前までの範囲で算定します。

御前崎市の独自減免制度として、親が監護している子どもで第2子以降の子どもについては、1,600円/月の減免があります。

Q 幼稚園の預かり保育も無償になりますか。

A 保育の必要性の認定を受けた方が、1日450円を上限に無償化の対象となります。

預かり保育の利用日数 × 日額単価（450円）で月毎に利用者の支給額を決定します。

Q 現在、幼稚園の預かり保育を利用していますが、申請は必要ですか。

A 「預かり保育」の無償化の対象となるには、「認定申請」の提出が必要です。

園経由で申請書の提出をお願いします。



御前崎市マスコットキャラクター
なみまる＆ふうちゃん

Q 上の子が無償化対象年齢（3歳から5歳）であっても、下の子の保育料は今まで通りの多子軽減を受けられますか。

A 兄弟の多子軽減については、今まで通りです。

多子の算定基準は、幼稚園等利用であれば、小学校第3学年修了前、保育園等利用であれば小学校就学前までの範囲で算定します。

Q 保育所等で延長保育の利用料は無償化の対象になりますか。

A 保育所、認定こども園又は小規模保育事業所等を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。

Q 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象ですか。

A 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※保育所・認定こども園又は小規模保育事業所を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も、上記事業を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。